

# 新たな森林管理システムがスタート

本年4月1日に森林経営管理法が施行され、森林経営管理制度がスタートしました。

この森林経営管理制度は、林業経営の効率化と森林管理の適正化を一体的に実現すべく、経営や管理が不十分な森林を対象にして、市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者を繋ぐシステムを構築するために創設されたものです。

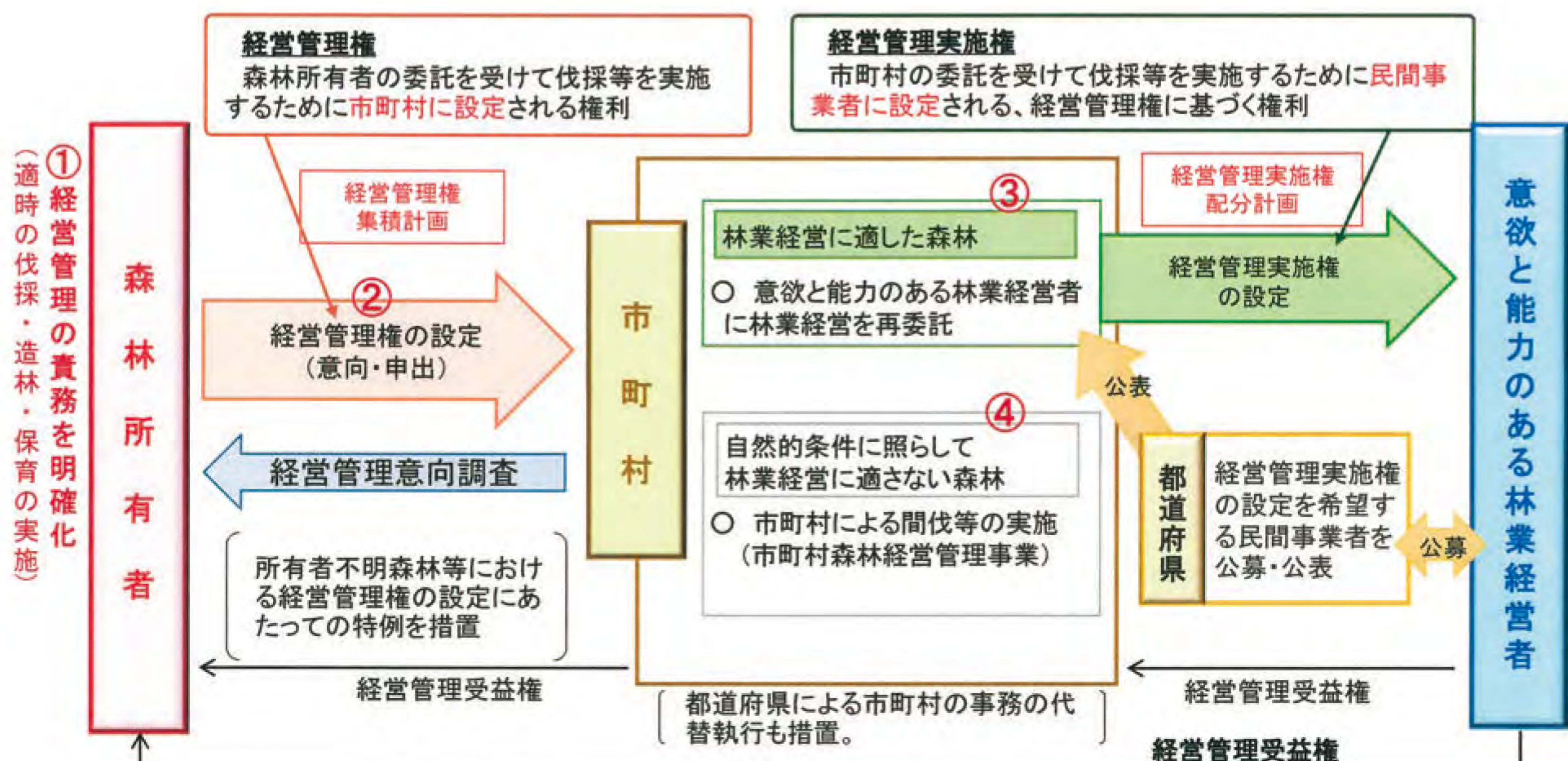
森林経営管理法では、まず、森林所有者に伐採や造林、保育の実施など自然的、経済的、社会的諸条件に応じた適切な森林管理の責務を明確化しました。

その上で、以下の仕組みにより、森林の経営管理を円滑に実施していくことになります。

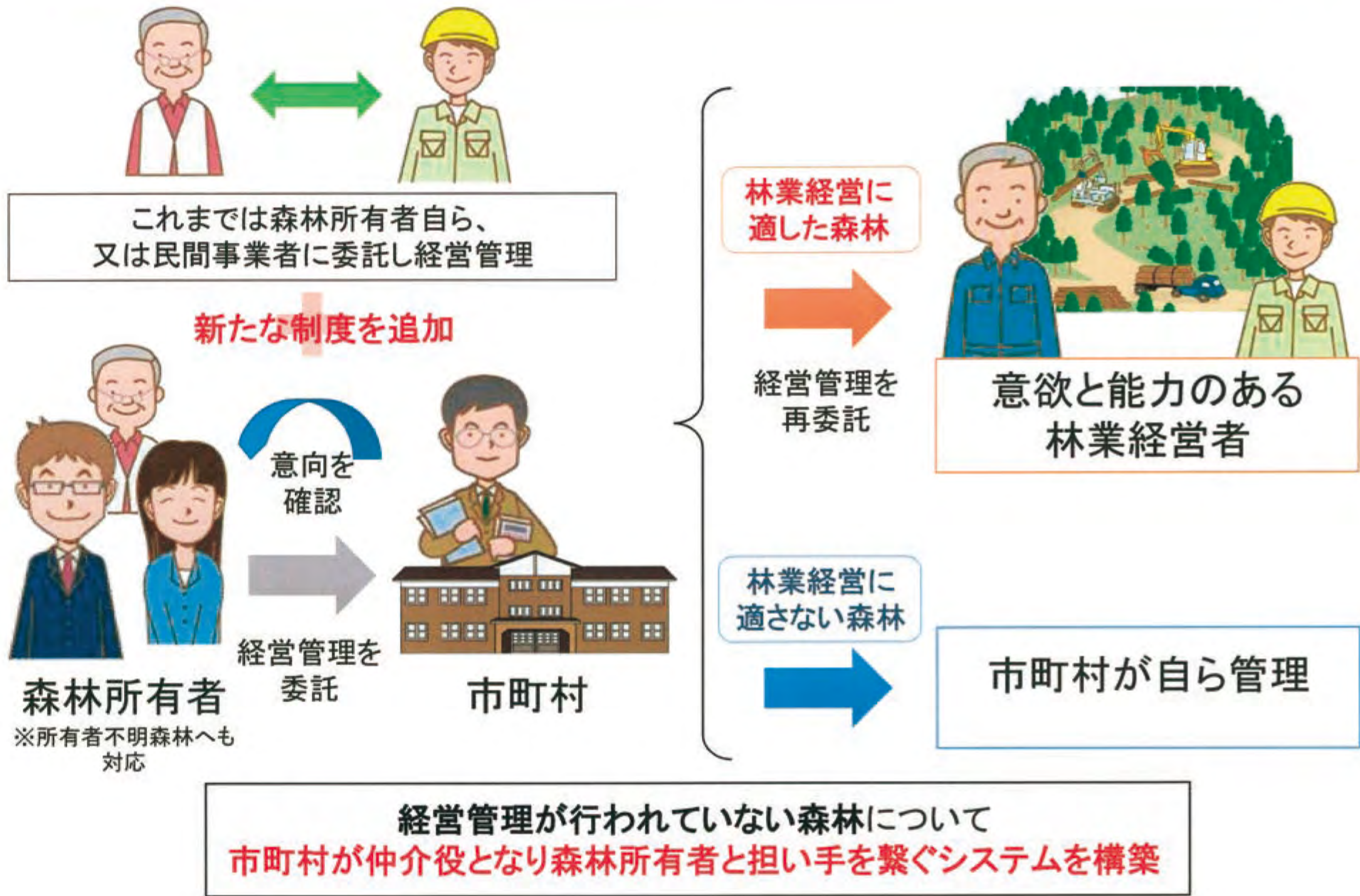
- 1) 経営管理が行われていない森林を対象にして市町村が森林所有者の意向を調査
- 2) 森林所有者から経営管理の委託の申し出等があった場合、市町村は経営管理の委託を受ける(経営管理権の設定)
- 3) 市町村が経営管理権を取得した森林のうち、林業経営に適した森林は、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者に再委託(経営管理実施権の設定)
- 4) 一方、自然条件に照らして林業経営に適さないと判断した森林は、市町村森林経営管理事業として市町村が自ら管理を行い、針広混交林など自然に近い森林に誘導(事業者への委託も可)

## 森林経営管理法の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



# 森林経営管理制度とは



# 森林の経営管理の現状と将来像

